

第 1 1 回西和賀町議会定例会

令和 2 年 1 2 月 1 1 日（金）

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに柿崎教育長より説明員として委任した旨の通知があった者の職氏名については、初日と同様でありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第 1、議案第 1 号 西和賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 おはようございます。今日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいま上程になりました議案第 1 号 西和賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

町の道路占用料は、道路法第 39 条の規定により、道路管理者が占用料を徴収することができることとされています。今回の改正は、岩手県の道路占用料徴収条例が改正されたことを受け、岩手県に準じて町の道路占用料徴収条例の見直しを行うもので、改正の内容については 4 ページから 7 ページの新旧対照表のとおりとし、条例の施行日を令和 3 年 4 月 1 日にしようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第 1 号 西和賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 2、議案第 2 号 西和賀町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第 3、議案第 3 号 西和賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、日程第 4、議案第 4 号 西和賀町公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例、日程第 5、議案第 5 号 西和賀町農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例、以上 4 件は関連がありますので、一括して上程し、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま一括上程になりました議案第 2 号 西和賀町介護保険条例の一部を改正する条例、議案第 3 号 西和賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第 4 号 西和賀町公共下水道事業受益者分担金に関する

条例の一部を改正する条例、議案第5号 西和賀町農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

租税特別措置法の改正により、特例基準割合が延滞金特例基準割合に用語が改められたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

初めに、議案第2号 西和賀町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。裏面の新旧対照表を御覧ください。附則第7条の延滞金の割合等の特例に規定している特例基準割合を延滞金特例基準割合に改め、租税特別措置法第93条第2項に平均貸付割合が新たに規定されたことから、平均貸付割合を加えるものです。

次に、議案第3号 西和賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。裏面の新旧対照表を御覧ください。附則第3条の延滞金の割合の特例に規定している特例基準割合を延滞金特例基準割合に改め、租税特別措置法第93条第2項に平均貸付割合が新たに規定されたことから、平均貸付割合を加えるものです。

次に、議案第4号 西和賀町公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。裏面の新旧対照表を御覧ください。附則第5項の延滞金の割合の特例に規定している特例基準割合を延滞金特例基準割合に改め、租税特別措置法第93条第2項に平均貸付割合が新たに規定されたことから、平均貸付割合を加えるものです。

次に、議案第5号 西和賀町農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例について説明いたします。裏面の新旧対照表を御覧ください。附則第4項の延滞金の割合の特例に規定している特例基準割合を延滞金特例基準割合に改め、租税特別措置法第93条第2項に平均貸付割合が新たに規定されたことから、平均貸付割合を加えるものです。

続いて、附則についてであります、議案第

2号から議案第5号において、附則第1項にこの条例の施行日を令和3年1月1日とし、附則第2項に経過措置として、この条例の施行日前の延滞金の取扱いについては、改正前の条例の取扱いによると定めております。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論及び表決に入りますが、討論及び表決は議案ごとに行います。

初めに、議案第2号 西和賀町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 西和賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、これについても討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 西和賀町公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例について、これにつきましても討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 西和賀町農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例について、これにつきましても討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 西和賀町農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第13号 西和賀町温泉会館川尻温泉「ほっとゆだ」の指定管理者の指定について、日程第7、議案第14号 西和賀町レストハウスゆのさわの指定管理者の指定について、以上2件は関連がありますので、一括

して上程し、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま一括上程になりました議案第13号 西和賀町温泉会館川尻温泉「ほっとゆだ」の指定管理者の指定について及び議案第14号 西和賀町レストハウスゆのさわの指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

西和賀町温泉会館川尻温泉ほっとゆだ及び西和賀町レストハウスゆのさわにつきましては、令和3年3月31日をもって指定管理者としての指定期間が終了することから、西和賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募したところ、株式会社西和賀産業公社1社より申請があったことから、提出された申請書類及び面接による審査を行った結果、適当と認め、引き続き株式会社西和賀産業公社を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

なお、指定管理者候補者選定に係る手続について、総務課長から説明を申し上げます。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、私から指定管理者候補者選定に係る手続について説明いたします。

資料として配付しております西和賀町指定管理者候補者選定要領を御覧ください。指定管理者候補者選定に当たりましては、この選定要領に従い作業を進めております。選定要領の第2で、審査員として副町長、財政主幹課長、指定管理者制度の庶務担当課長として総務課長及び指定管理者制度により管理しようとする施設を所管する課等の長となります。また、それ以外の方で町長が委嘱した者として、北上市の堤公

認会計事務所の堤所長さんに出席をいただいております。

次に、選定の基準については第3に定めております。1として施設の設置目的を理解し、町民の平等な利用が確保される内容となっているか、2として施設の公用が最大限に発揮される内容となっているか、3としてサービスの向上や利用者の増加が見込まれる内容となっているか、4として管理に係る経費の節減が図られる内容となっているか、5として事業計画書等に基づき、継続して適正に管理することができる組織体制となっているか、6として地域経済への貢献が見込まれる計画となっているか、7として個人情報の保護対策がなされているかとしています。

審査の方法については、第4に定められております。審査は、先ほど説明しました審査基準に基づき、施設ごとに定める指定管理者候補者選定審査評価表に掲げる各審査項目について、提出された事業計画書等の内容の審査及び聞き取りによる審査を行い、各審査員が5段階評価により各項目零点から4点までの評価を行うものです。

選定の方法については、第5になります。審査の結果から各審査員の審査点の総合計の最も多い申請者を指定管理者候補者とします。ただし、満点の合計数の100分の50に満たない場合は候補者とはなりません。それから、審査は施設ごとに審査をしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。ただいま総務課長から審査の状況というか、方法についてはご説明をいただきました。要綱に沿ってやっているということだと思いますが、資料説明会時には

指定管理の指定に関して判断材料となるような、そういう資料を出していただきたいということで、私個人的にご意見をいたしました。議会が始まって配付されたのがこの選定要綱だったということでもあります。

その審査内容については、仕方、方法については理解をしますが、我々議会、ほかの人は分かりませんが、私議員として、例えば全部ほとんど1社応募だったのかなというふうに思いますが、何をもって指定管理者として適任だということの、その判断材料がないという意味合いで、資料請求というか、資料を頂けないかというお願いをさせていただきました。そういう資料が配付をされておきませんので、指定管理に関する判断がつくような、そういう質問をこれから、指定管理は5件あるわけですが、全部質問をしてくださいということの当局の姿勢なのだということ、質問させていただきたいというふうに思います。

選定の中では、事業計画書等も評価をしながら選定をされているようでありますが、例えば今回出された団体あるいは法人については、これまでも指定管理者として各施設を維持管理、運営をしてきたという実績があるところだというふうに思いますが、これまでの指定管理期間中の、あるいは検証であったりとか総括は担当課としてしているのか。というのは、課題あるいは問題点はなかったかと、あるいは自主努力によってよい点もあったのではないかなというふうに思いますので、これまでの各施設の指定管理者による運営については、担当課としてどのように捉えているのかということ。

ちょっと3回制限があるので、まとめて質問しますが、今回、前回の事業計画書から改善あるいは変更点というものはあったのか。

それと、指定管理の選考に当たっては1社応募ということで、競争原理が働いていないということであるかというふうに思いますが、より住民サービスの向上に向けられたようなことも

十分配慮、検討されているのか。事業計画書は、毎回毎回同じ内容の事業計画書ではなくて、より住民サービスを向上させるような、バージョンアップされたような、そういう事業計画書になっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、私のほうから全体的な部分について回答させていただきます。現在第5期の指定期間中でありまされども、その検証、総括についてお答えいたします。

それぞれの施設について、町と指定管理者とは3年間の指定期間に係る施設の管理に関する基本協定書の締結、事業年度ごとの年度協定書の締結をしています。

指定管理者は、基本協定書に基づき、指定期間中の事業年度ごとに事業計画書及び収支計画書の提出、事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を提出することとなっております。これらの書類の提出を受け、施設担当課においてはその内容を精査し、施設管理状況を確認するとともに、必要に応じ、改善等の指示を行っております。

また、指定管理期間中の検証、総括の場として指定管理者制度検討委員会を開催し、各施設における課題などの協議、情報共有を行っております。今年度は、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各施設ともに利用者の減少や感染防止対策への取組などが課題として上がっております。

第5期の指定管理者による施設管理、運営につきましては、先ほどもお話ししましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少する中で、感染防止対策を行うなど適切に管理していただいているものと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 先ほどの質問のとおりこれから出る指定管理の分についても質問したいというふうに思いますが、全体的なところは理解をしたところ

であります。今回の各施設の事業計画書の中で、前回から改善された点、変更点はあるのかということについてお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、今回の議案につきましてはほっとゆだとレストハウスということで、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今回第6期ということで募集をさせていただいたところでございます。5期ですので15年間、その以前にも委託などによって継続して事業をやってきていただいております。

事業計画には、当然どのような形で取り組んでいくのかということがまず書かれているところでございますが、まず第5期、今年度までの状況においては、ほっとゆだからお話しすれば、例えば貸切り風呂の半額キャンペーンを行ったりというような住民サービスを行ってまいりますし、JRとのコラボ企画についても検討しているようでございましたけれども、なかなかこれについては実施には至っていないということでございます。

来年度以降の第6期に関しましては、まず改善点としてはシャワー設備等の改修に努めて利用者から好評を得ているようでもございますし、さらにそれについては継続していきたいというようなことでございます。

また、変更点としましては、やはり先ほど総務課長からもあったように、新型コロナウイルス感染症の予防対策をしっかりやっていくことがまず1番であろうといったことで、安全安心な入浴施設として利用者へも周知をさせていただきたいというような考え方があるようです。

住民サービスにつきましては、3年ごとですので、状況がなかなか流動的には変わっているところはあるのでしょうけれども、やはり現在のコロナウイルス、ポストコロナを考えた場合に、外出自粛の中で癒やしの環境をしっかり提供したいというような考え方と、これは前から

求めていたところではあるのですけれども、地域、地元団体の方々から様々なイベント企画があった場合に、そういったフリーペーパーを置けるようなスペースが欲しいといったことが要望として観光協会などにもあったことから、私どものほうもそういった部分を求めていきたいというようなことを話したところ、今回の第6期計画の中でそういった設置を行いたいというようなことを聞いております。

それから、レストハウスゆのさわにつきましては、基本的にはトイレと休憩スペースがまず指定管理部分ということになります。レストランや厨房につきましては、自主事業ではございますけれども、やはり一番飲食店というようなこともございますので、コロナ対策をしっかりとさせていただきたいというようなことを聞いております。我々から求めているところは、手指消毒であるとかそういったことだけではなくて、やはりアクリル板の設置をしていただくですとか、4人がけのテーブルを例えば斜めに座っていただくようにしていただきたいとか、そういったところも含めて審査会では申し述べさせていただきましたし、サービスの向上として考えておられるというのは、やはりゆう林館との連携のようです。さらに我々お願いしているのは、焼地台公園との連携もしっかり考えていただきたいなといったお話をしています。

テークアウトなども考えているようでございますし、新たな企画、発想としては、これはちょっと実施できるかどうかはあれなのですが、スキーマのロッジとしてやっていることでもございますので、町内の旅館との合宿パックも考えていければというようなお話も聞いております。我々としまして、観光商工課でございますので、しっかりそういった部分を下支えできればいいなというふうに考えているところでございます。

そういった細かいところもしっかり聞きながら、実績報告といったものは例年5月31日まで

前年度分は出していただくことになっておりますので、中身をしっかりと見させていただいて、今年度については特にコロナがありましたので、副町長にも入っていただきまして、産業公社の方々もしっかり連携、協議をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 このほっとゆだとレストハウスゆのさわについては、大変頑張っているなという感触はあります。

ただ、この今日出されました地方自治法第244条の2の6項、これはやっぱり議会の承認が、議決を経なければ指定管理できないわけです。だから、同僚議員が言ったのは、その判断ができないのではないかとということであります。あくまでもやっぱり指定管理、公共施設ですので、私物化してはいけない。そういういろいろなことを点数で、競争相手もいないところで点数だけで判断、そういうふうがいいですから認めてくださいと言われても、議会というか、判断できないと思うのですけれども、これはそういう意味では情報がないというのは非常に大変なことだと思うのですけれども、その点こういう条例もそういう形で進んでいますから、町長のほうがいろいろな指定管理について計画内容とか、そういういろいろなことを聞くことはできるということでもありますけれども、それが我々につながらないということは、これは極めて問題でないかと思うのですけれども、その辺ちょっとお答え願います。

議長 副町長。

副町長 では、私のほうから。どういう質問の趣旨かちょっと図りかねるところもあるのですけれども、この指定管理は第5期とかなり長くやってきておりまして、私物化という部分の課題とかあれば、またご指摘いただければなとは思いますが、全般的な課題とすれば、競争相手がいないというのは確かにご指摘のとおりで、

今回1社というか、1つだけの審査ということで、これまでの取組の、さっき観光商工課の課長からも答弁させていただいていますけれども、取組の状況をお聞きして、今後の環境の変化の中でどう対応していくかということは、委員の皆さんでちゃんと聞き取りをして対応させていただいたなと思っています。

ちょっと心配なのは、どこも手を挙げてこないという状況になった場合、これは直営でやっていかなければ駄目だという、そういった対応になってきます。それが対応としていいのかどうかというのはあると思うのですが、今のところは、これまでの指定管理者の方々には精いっぱい頑張っていたというふうなふうに私自身もお話を伺って感じています。細かいところではいろいろ課題はあるのですが、そこは真摯に対応していただいているというふうなふうに思っております。

具体的にどういった情報が議会として判断できないのかなというのは、ちょっと個別にお話しただけならば、この場でも精いっぱい説明させていただきたいなというふうなふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

議長 刈田敏君。

1 番 であれば、まずこの点数、これも公表できないのであればあれですけれども、やはり競争がないということは、点数として書いていますけれども、100分の幾らということでありまして、この点数とか、そういう前回よりはこうだとかというあたりがないとなかなか決めかねると思うし、いつも選考する人たちというのは同じだと思うので、やっぱりモニターというか、ほかからの意見等が、ほかから見える分とかも欲しいのかなと思うのです。いずれ最終的に判断しろということであればしますけれども、今その基準がないではないかという話をしているわけです。

であれば、最低限こういうことだということ、課長のお話は分かりますけれども、その話

を聞いて、これから3年指定管理にしますというような判断をすることは、町民にとって本当にいいことなのかというのは、すごく一議員としては不安なのです。その辺、何ばか緩和できるような説明をお願いします。

議長 場内の換気もありますので、10時45分まで休憩します。

午前10時36分 休 憩

午前10時45分 再 開

議長 会議を再開しますが、ここで資料を準備する関係で11時まで暫時休憩します。

午前10時46分 休 憩

午前11時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑ありませんか。

刈田敏君。

1 番 指定管理2つの分ですけれども、今回特に大きい問題があるとすれば、その辺をお聞きしておきたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 審査所管課ではありませんけれども、今回議案提案となっているほっとゆだとレストハウスゆのさわの所管課ということでお話をさせていただきます。

第5期の中で、3年間の中で大きな問題といったことは特にございませんし、しっかり管理をしていただいているというふうな考えておりますし、また審査会においても、先ほど申したとおり前向きな考え方もあるようですし、そういったことからして問題点になることはないということを考えております。特に新型コロナウイルスの対策についてはしっかりやっていただきたいということは、お互いに共通認識として持っているところでございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論及び表決に入りますが、討論及び表決は議案ごとに行います。

初めに、議案第13号 西和賀町温泉会館川尻温泉「ほっとゆだ」の指定管理者の指定について討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第13号 西和賀町温泉会館川尻温泉「ほっとゆだ」の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 西和賀町レストハウスゆのさわの指定管理者の指定について討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第14号 西和賀町レストハウスゆのさわの指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第15号 西和賀町焼地台公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定に

より柳沢安雄君の退場を求めます。

(柳沢安雄君退場)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第15号 西和賀町焼地台公園の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

西和賀町焼地台公園につきましては、令和3年3月31日をもって指定管理者としての指定期間が終了することから、西和賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募したところ、協同組合湯本商店会1組合より申請があったことから、提出された申請書類及び面接による審査を行った結果、適当と認め、引き続き協同組合湯本商店会を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 この案件についても、先ほど質問したとおり、これまでの指定管理者による運営についてはどのように捉えているのかということと、また今回の事業計画書は前回から改善された、あるいは変更された点があるのか、またその事業計画書というのはこれまでよりも住民サービスの向上に向けられて変更、改善をされたものとなっているのかという点についてお聞きしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど総務課長が前議案の中で全体的なところとしてはお話ししたとおりではございますけ

れども、焼地台公園の内容については私のほうからということで。前5期、現在の状況でございますけれども、入り口であるオロセのつり橋などを活用して誘客活動を行っていただいていることや、これは令和元年、昨年カフェを行いたいといったことで事前準備を進めていたようでございますが、残念ながら今年本格稼働しようとしている中で新型コロナの状況がありまして、ちょっと今年度はできなかったという話を聞いております。

この3年間につきましては、平成29年度から3年間、実は毎年利用者が増えておりまして、しっかり頑張らせていただいているなという評価をしているところでございます。

6期につきましても、同じ協同組合の湯本商店会の方々が応募してきたということで、逆に新型コロナウイルスの影響によってアウトドアレジャーが非常に増えておりまして、キャンプ場利用者も増えているということです。

改善しようとしているところにつきましては、現在2人体制で臨んでいるようですが、こういった利用者の増加に伴いまして、1人増の3人で対応していきたいというような話を聞いております。

また、園内の案内看板などについても積極的に取り組んでいきたいということと、インターネットを利用した情報収集を行いながらサービスの向上を目指したいということでございました。

審査会の内容といたしましても、我々が求めているところは、キャンプ場利用者が増えてきているということであればウェブ予約システムを考えていただくなど、そういったことを考えていただきたいということや、先ほどもちょっとありましたけれども、レストハウスやゆう林館との連携、コラボを考えていただいたほうがよろしいのではないかとということで、今後も連携しながらやって、我々としても下支えをしながらやっていきたいというふうに考えていると

ころでございます。

以上でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第15号 西和賀町焼地台公園の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

柳沢安雄君の入場を許可します。

(柳沢安雄君入場)

議長 続いて、日程第9、議案第16号 西和賀町湯本屋内温泉プールの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第16号 西和賀町湯本屋内温泉プールの指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

西和賀町湯本屋内温泉プールにつきましては、令和3年3月31日をもって指定管理者としての指定期間が終了することから、西和賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募したところ、西和賀町水泳協会1団体より申請があったことから、提出された申請書類及び面接による審査を行った結果、適当と認め、引き続き西和賀町水泳協会を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 この案件についても同じ質問させていたきたいというふうに思いますが、第5期のこれまでの指定管理者による運営についてはどのように考えているのか、総括あるいは検証の状況と、今回の事業計画書、前回の事業計画書から改善をされた点、変更点はあるのかということと、住民サービスに向けられた部分で事業計画がバージョンアップされているかということ。

もう一点、ちょっとこれは温泉プールの指定管理者がどうだとか、問題があるとかないとかそういうことではなくて、ちょっと確認をさせていただきたい点があって質問させてもらいますが、温泉プールの施設についてであります、このプールについては所管する担当課が管理するものではないかなというように私は思っておりますが、指定管理に当たって、この施設の管理であるとか所管も指定管理者に移行するというような、そういう考え方ではないというふうに私は思っているのですが、その辺については担当課としてどのように考えているのかということと、特に温泉プール、いろいろこれまでも議会の中で、その安全管理等については同僚議員からも質問があったりしておりますが、協定書の中に例えば安全体制あるいはリスク分担ということ、具体的に損害賠償保険などもあるのですが、これは平成22年に総務省の自治行政局長通達が県知事にあって、通達が来ているかというふうに思いますが、協定書に具体的に盛り込んだほうがいいのではないかなというような通達であったというふうに思いますが、そういうことはされているのか、その点について伺いたいと思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 温泉プールのご質問についてお答えします。

指定期間中に管理者の運営がどのようになっていたかということですが、現在の指定管理受託者につきましては3期目、9年間受託されております。施設管理においても、また利用に関しても、今まで大きな事故もなく管理運営されてきたと考えております。

設置目的である町民の健康づくりと生涯スポーツの振興に基づきまして、町内小中学校の体育の授業ですとか、小学生、保育園の水泳指導、水泳クラブ、水中運動教室やヨガアンドエクササイズなど、子供から高齢者までを対象とした様々な事業を実施していただいております。

また、日本水泳連盟公認のプールの各種大会も開催されておりますし、合宿パック事業による町外利用者の誘客にも取り組んでいるというところになっております。

利用者数については、指定管理を始めました平成24年度の8,346人から年々増加が続いております。昨年度は、9,697人の利用があります。少子高齢化の中において評価できるものということで、担当課では捉えております。

前回からの改善点と変更点についてですが、前回の事業計画から大きく改善、変更された点はありませんけれども、プールにつきましては毎年西和賀町水泳協会が主催する温泉プール利用向上委員会というものを開催しております。構成員につきましては、一般利用の代表の方、あと生涯学習課の職員、水泳協会の役員、あと町の観光協会の職員の方にも参加していただいております。一般利用者側からの視点ですとか、施設管理者側からの視点、観光業側からの視点など、あらゆる視点からの意見、要望を出されておりますので、そういったものを基に事業内容などを精査し、改善していったところになります。

前回からの事業計画でサービスの向上があるかという部分につきましては、ほかの施設も同

様ですけれども、新型コロナウイルス感染症に対し、安全に利用できるような予防対策を取り組むというのはもちろんですけれども、町の健康推進計画の目標である生活習慣病予防ですとか、健康寿命の延伸ですとか、そういった健康づくりの推進に向けた取組に着目した事業を考えて企画しておられますし、それらに対応するためのスキルアップ研修などにも積極的に参加しているというような状況になっております。

施設の管理について町の所管かということについては、施設の所管については町というふうに考えております。指定管理により権限の委任の効果が発生しまして、当該施設の管理権限は町から指定管理受託者に移りますけれども、管理受託者は当該施設の管理について、事務の主体ではなく、権限の主体として管理業務を行うもので、指定管理受託者が町に代わって当該施設の事務を行う団体にあるものではないということです。指定管理受託者は、あくまでも町長に代わって町の事務である公の施設管理を行う機関として管理権限を行うということになりますので、指定管理制度を導入しても当該施設の所有は町ということと捉えております。

指定管理の関係で、平成22年の総務省の通達にあります安全管理の部分については、管理に関する指定管理基本協定書の中に管理業務に関するリスク分担といったことで種類や内容について盛り込まれております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 私もこの温泉プールについては度々質問してきたわけですが、最近私の認識よりも、この温泉プールの利用によって経済効果が高いということを知ることがありました。

加えて、今担当課からお話がありましたように利用者が増えていると。6月議会でも、このプールについては大規模改修を平成28年から行っております。昨年もLED照明などの改修を行って、4年間で7,800万以上使用して大規模

改修が行われ、これからしばらくは大きな改修費はかからないだろうという施設というふうに認識しております。

であればこそ、こういう優良な施設ほど民間譲渡ということを考えていくべきではないかなと私は考えます。町では、公共温泉施設、民間譲渡を計画しましたが、残念ながら応募者なしという結果でありました。温泉施設もそれぞれ町民に利用され、民間からも本当に欲しいと思われるような時期があったと思うのですが、時期を逃したのではないかなというのが今回の反省点ではないかと思う点から、町の施設としてこのプールは、先ほど言いましたようにしばらく改修費はかからない、そして利用者も増えている、経済効果があるということであれば、こういう施設ほど民間の力を借りて、さらに町にとっていい施設になるような方法も考えるべきだと思いますけれども、その点について伺いたします。

議長 副町長。

副町長 今の高橋宏議員の温泉施設を民営化すべきではないかというご提言というかご意見というふうに承りましたけれども、町内に体育施設、スキー場含め、今ご指摘のありましたプール、それから文化ホールも含めて公共施設がたくさんあるわけです。野球場とか。

今回温泉施設を何とか維持したいということで、町から民間の力をお借りして維持する方法が取れないかということで今取り組んでいるところなのですが、同様にこういう公共施設も今後人口が減少し、利用者が減少していくという状況、そういう環境の変化を踏まえて、公共施設全般の在り方については早急に今後検討していかなければ駄目だというふうに考えております。これは今始まったわけではなくて、合併時にも大きく話題にはなっていますし、そういった町民のご指摘、あるいは合併時のそういう課題もありますので、今ご指摘のありました公共施設全般に関しては、そういう方向で今

後検討していかなければ駄目だ、課題だというふうに認識しております。

議長 高橋宏君。

8 番 私は、先ほど例に取りられました温泉施設 7 施設、一度に民間施設ということで出したけれども、なかなか応募者がいなかったという反省点からすると、町にとっていい施設から公共施設全てについてそういう方向性を考えなければいけないのしょうけれども、今ある意味温泉プールは、先ほど言いましたように大規模改修が終わったということで、本当に事業者さん側から、もしそういう希望がある方々からすれば、しばらく改修費がかからないという、そういうデメリットとかがほとんどなくて運営できるということからすると、本当にそういうふうな民営化、民間の力を借りるためにはベストな時期ではないのかなという思いで提言というか、意見を求めたのですが、ほかの施設もそうだけれども、その中でもここのプールについては今が民間にお願いするちょうどいい時期ではないのかなという意味での提言というか、意見ですので、その点について所見をお伺いいたします。

議長 副町長。

副町長 湯本屋内温泉プールの指定管理ということで今回ご提案させて、西和賀水泳協会に引き続きお願いしたいというご提案の今審議になっておりますけれども、先ほど生涯学習課長からこれまでの西和賀町の水泳協会の取組の成果とかいろいろご説明申し上げましたけれども、審査会でも極めて取組に関する評価は高かったなというふうに思っております。

そういったことも踏まえて今回提案させていただいたのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、公共施設全般の在り方については改修が終わったから民間の可能性があるのでないかという、そういう個々のことではなくて、全般的な取組の中で方針を出して、町民の方々にご意見を伺いながら進めていかなければなら

ないものというふうに考えております。

一方では、課題に対してスピーディーにというご指摘もありますし、一方では丁寧に住民の意見を聞いてほしいという、そういったご指摘もありますので、両方勘案しながら進めていかなければならない課題だというふうに認識しております。

議長 深澤重勝君。

7 番 今の指定管理者、西和賀町水泳協会、この組織について継続でありますから、最初は産業公社から移管したあたり、多分この水泳協会の組織内容について提示があったかと思いますが、ちょっと記憶になくなったので、今の現在の西和賀町水泳協会の組織内容について、例えば総会資料なり提示していただきたいと思いますが、当初同僚議員が判断材料としての資料ということをしたときに、私当然この組織のことはある意味入っているのかなというふうには思ったのですが、確かに実際やっていることの評価が高いということは評価しますけれども、一方ではこの組織は具体的にどういう組織のかなということも知りたいのですが、資料を提示願いたいと思いますが。

議長 教育長。

教育長 代わって組織についてお話しさせていただきます。どこまでお話ししていいか、まだちょっと十分ではないのですけれども、水泳協会として県のほうの協会とも連携して、全国のほうとも連携していますが、会長としては高橋勤さんを中心とした副会長、理事長、それから理事、監査というふうな、事務局長及び事務局員ということで、全部で32人が役員になって組織されている団体になっております。

ほか何かあれば、またご質問を受けたいと思います。

議長 深澤重勝君。

7 番 町の公共施設を管理委託している組織でありますから。それと、例えば個人企業のように企業秘密だとか、そういった類いのこととい

うのは極めて少ないと思うのです。ですから、そういう役員名も含め、あるいは決算内容、事業内容等々もある意味公表してもしかるべき、あるいは公表できないという筋合いのものではないというふうに私は思うのですが、ですからそういうことも含めて総会資料にも提示していただければなというふうに思っているわけがあります。どうですか。

議長 教育長。

教育長 公にされているものでありますので、今ちょっとすぐに準備できませんので、後ほど深澤議員さんのほうにお届けしたい、議員の皆さんのほうにお知らせしたいというふうに考えております。

議長 深澤重勝君。

7番 西和賀町の温泉プールの件に関して、9月25日付で我々の議会議長宛てに水泳協会から、岩手県の水泳連盟から、そして西和賀町水泳協会からそれぞれの会長名で、定例会における議員発言の内容について抗議と質問ということで抗議文が送られてきました。

我々一般議員には10月12日全員協議会においてその内容が示されましたが、関連する情報も極めて少ない状況でありましたけれども、それは今の議会内の問題でありますから、ここで言及するものではありませんけれども、抗議文の末尾に、西和賀町に対しても岩手県水泳連盟の抗議を理解していただきたいために同文を提出しました。西和賀町水泳協会も同様でありました。その内容については、町側も当然のことと受け取ってみて、その内容についても精査したというふうに思いますけれども、その件について町長の所感と所見を伺いたいと思いますが、いかがですか。

議長 細井町長。

町長 水泳協会でその意見書を出したということは、当事者のやり取り、意見交換だと思しますので、私は特に関与していませんので、所見は今現在は持っておりません。

議長 深澤重勝君。

7番 全然持っていないというものではないでしょう、ただ言わないだけではないかとは思いますが、これは町長の考えでしょうけれども、本会議で議員が当局とのものに関してのやり取りに、例えば今回の問題は水泳協会の指定管理に関する水泳協会、その組織のものに対しとか、その管理の仕方に対して同僚議員は一言も触れているものではありませんでしたが、私も議事内容見たわけですが、そうすると我々がこの議場でいろんなことを当局に聞いたり言ったりすることに抗議とかそういうものが出るような状況というのは、私は極めてゆゆしき問題だというふうに思うのです。これは、個別の問題とか個人の問題というものではなくて、そのまま看過していいというものではないというふうに私は思うわけでありまして、質問する議員に不適正な部分、あるいは足りないところがあるとなれば、当局がそのことを答弁において指摘するなり、あるいは正しい情報を提供するなりという役割が議員間のやり取りの中であってしかなるべきだと思うのです。

ですから、そういう面からしても、町長の何ら関与することではありませんけれども、若干納得のいくものではありませんし、それ以上、当時のやり取りでありますから踏み込みはしませんけれども、最終的に町長が同僚議員とのやり取りで、いろんなご指摘をいただきありがとうございますという感謝の旨を言っているわけありますから、そういうことに関してかなり強硬な表現の抗議文を送りつけてよこすというのは、私は議場で議員の発言に対する極めて大きな圧力であり、民主主義を否定するものであるということを強く思うものですから、あえてこの場で申し上げまして、今回その組織が指定管理者に適当だということの提案を受けるわけありますから、あえてそのことを申し上げたいと思います。町長の所感を聞きたいということありますので、改めて町長の最後の所感、

見解をお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

議長 細井町長。

町長 我々の議論は公開しているわけですので、それに対していろんな意見はいろんな立場の方から様々あると思います。それは、その当事者の主観だというふうに思います。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

深澤重勝君。

7番 ただいまの議案第16号 西和賀町湯本屋内温泉プールの指定管理者の指定について反対の立場で討論いたします。

個人的には身内に水泳をやっている子供もいて、水泳協会に対してある意味親近感を持っておりまして、各種大会に真剣に取り組んでいることに敬意の念を持っておりまして。また、今日は指定管理者の評価面でも非常に高い点数を取っている、そのことにもそのとおり理解しますし、私も様々な大会に何度か出席をし、観戦をし、応援もいたしました。ゆえにあまり深くはありませんけれども、温泉プールに関する情報はある程度持つておるつもりであります。

今回の水泳協会が我々の議会に対して、同僚議員の本会議の発言に対しての水泳協会の抗議文には大きな憤りと驚きを持って受け止めました。前段でも少し述べましたが、議員が議会の本会議で当局とのやり取りに対して抗議をするなどということは、我々は考えられません。あり得ないというふうに思っております。議員の発言の自由を根幹から否定するものであり、あるいは発言に対して有形無形の圧力を加えるものであり、大げさな言い方ではないにしても民主主義を根底から否定するものであると思います。

同僚議員は、水泳協会や指定管理者の管理、

運営に関して一言たりとも触れているわけではなく、予算の在り方や経済効果の面は他の施設との関連等を言っているわけで、我々は一方で町民から予算のつけ方や効果の面など強く指摘を受けていることも、一方の事実もあるわけですから、様々な角度から当局に対して発言することはごく当たり前の職責であると考えております。

それに対して、内容はさておき厳重に抗議するなどということは、その意図に対して了解することはできません。様々な人間関係がある小さな町の出来事であり、嘆かわしい思いもありますけれども、今回のこの原案に対し、抗議文への抗議の意味を込めて強く反対するものであります。

議員各位には、それぞれの立場や立ち位置、考え方があるかもしれませんが、我々が議場で発言することへの大きな制約を加えることでもあります。良識のある判断を期待し、反対討論といたします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第16号 西和賀町湯本屋内温泉プールの指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第17号 西和賀町火葬場「にしわが斎苑」の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第17号 西和賀町火葬場「にしわが斎苑」の指定管理者

の指定について提案理由を申し上げます。

西和賀町火葬場にしわが斎苑につきましては、令和3年3月31日をもって指定管理者としての指定期間が終了することから、西和賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募したところ、北上ビルメン株式会社1社より申請があったことから、提出された申請書類及び面接による審査を行った結果、適当と認め、引き続き北上ビルメン株式会社を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 この案件についても同じく質問させていただきたいと思いますが、これまでの指定管理者による運営について、総括あるいは検証等をどのように捉えているのかということと、前回の事業計画から改善された点、変更点はあるのか、そしてその事業計画は住民サービス向上に向けられてバージョンアップ等されているのか、その点について伺いたいと思います。

議長 町民課長。

町民課長 それでは、にしわが斎苑の指定管理について説明させていただきます。

にしわが斎苑は、平成27年7月1日供用開始の指定管理としては現在2期目の施設であります。業務内容は、火葬、ご遺体の一時安置、葬儀場としての供用となっており、利用促進や利益を求める性質ではなくて、ちょっとほかの施設とは趣が違ふことから、自主的な事業も特にございませぬ。事業計画についても、ちょっとまだ2期目ということでありまして、前回から大きく変更された点は今のところございませぬ。

サービス向上に向けられた点について、十分考慮、検討されているかという点についてでございますけれども、気持ちよく利用していただくことはもちろん、人生終えんの儀式としてふさわしく、いかに厳かに行われるかという点について十分配慮させていただいております。

指定管理者においても、ご遺体のお迎え、収骨の際の身なりから言葉遣いや対応、接し方について十分配慮し、施設の設置目的の理解を求めているところであり、適切に対応いただいているところです。

コロナの対策につきましても、今年度はほかの施設同様の対応に加えまして参列者の人数制限ですとか、待合室での飲食をご遠慮いただく等の対応をさせていただいております。

1期目については競争となりましたけれども、2期目、前回から1社の応募となっております。今回もその同一業者を指定しようとするものでありますけれども、にしわが斎苑の管理以外にも北上市、花巻、紫波での火葬場の管理の実績もあることから、ノウハウがあって、これまでも大きなトラブルもなく現在に至っております。

利用された方々からの声があれば、管理者のほうから随時報告をいただく仕組みを取っておりますし、このことから指定管理者としての候補者としてふさわしいのではないかと判断したところでございます。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第17号 西和賀町火葬場「にしわが斎苑」の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第18号 西和賀町総合給食センター（仮称）建築工事請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第18号 西和賀町総合給食センター（仮称）建築工事請負契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この請負契約につきましては、予定価格5,000万円以上の工事請負契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、工事名、西和賀町総合給食センター（仮称）建築工事。

2、工事場所、西和賀町沢内字大野地内。

3、契約金額、2億8,545万円。

4、請負者、盛岡市上堂2丁目4番15号、株式会社高光建設、代表取締役社長、佐藤万寿美。

参考までに、工期は令和3年11月30日、指名業者は町外5社、入札は11月25日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第18号 西和賀町総合給食センター（仮称）建築工事請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第19号 西和賀町総合給食センター（仮称）電気設備工事請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第19号 西和賀町総合給食センター（仮称）電気設備工事請負契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この請負契約につきましては、予定価格5,000万円以上の工事請負契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、工事名、西和賀町総合給食センター（仮称）電気設備工事。

2、工事場所、西和賀町沢内字大野地内。

3、契約金額、1億1,957万円。

4、請負者、北上市大堤北1丁目2番1号、南部電気工事株式会社・有限会社沢内電業特定共同企業体、代表、南部電気工事株式会社、代表取締役社長、太田喜直。

参考までに、工期は令和3年11月30日、指名業者はJV4社、入札は11月25日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 この電気工事、落札率は何%になっていますか。

議長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

70.6%です。

議長 淀川豊君。

10番 落札率70%ということで、そのことが悪いということをするつもりはないのですが、ちょっと確認をしたいということですが、例えば国、県であれば低価格入札制度に引かかる、いわゆる低入と言われる部類の落札状態だというふうに思いますが、当町においては低価格入札制度等がございませんので、実は県あるいは国であっても低入については、例えば管理基準が2倍であるとか、配置技術者を倍配置しなければならないというようなことで、低価格による品質が落ちることのないような、そういう対応をしながら施工しているのが現状であります。当町にはそういう制度がないわけですが、建築工事なので、これは工事の監理等についてはコンサルがきつとやるのかなというふうに思いますが、その辺の状況は大丈夫ですか。その辺についてはどのようにお考えですか。

議長 学務課長。

学務課長 工事に関しては、監理も業者さんに頼んでしっかりとやっていただきますので、当然大丈夫と判断しております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第19号 西和賀町総合給食センター（仮称）電気設備工事請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第20号 西和賀町総合給食センター（仮称）機械設備工事請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第20号 西和賀町総合給食センター（仮称）機械設備工事請負契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この請負契約につきましては、予定価格5,000万円以上の工事請負契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、工事名、西和賀町総合給食センター（仮称）機械設備工事。

2、工事場所、西和賀町沢内字大野地内。

3、契約金額、2億5,025万円。

4、請負者、西和賀町沢内字猿橋33地割50番地、株式会社近藤設備・有限会社佐々木設備特定共同企業体、代表、株式会社近藤設備、代表取締役、近藤正彦。

参考までに、工期は令和3年11月30日、指名業者はJV6社、入札は11月25日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わり

ますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4 番 設備の機械というところで、イメージがちょっと湧かないので、機械といってもどういうふうな内容になるのか、どういうものがこの2億5,000の中に計上されているのかお知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

機械設備ですけれども、給食センター内にある、名前のとおり機械設備全般と、あと配管とかそういった部分に関わる機械等もありますので、そういった全体的な機械部分の整備に係る費用ということになります。

もっと詳しくであれば、後で資料等をお届けしたいと思います。

以上です。

議長 高橋和子君。

4 番 参考のために後で資料をお願いしたいと思います。

6社の入札ということですが、町内では落札されたこの企業だけでしょうか。その6社の範囲を、企業名はいいですので、範囲をお知らせください。

議長 総務課長。

総務課長 私のほうから機械設備工事の指名業者の関係についてお答えしたいと思います。

これについてはJVということで、6社の特定共同企業体を指名しております。これについては、北上、花巻管内と、あと町内の管工事の業者がそれぞれ特定共同企業体を組んで申請していただいて、その申請書に基づき、こちらのほうで指名業者として6社指名したものであります。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第20号 西和賀町総合給食センター（仮称）機械設備工事請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14、議案第21号 西和賀町立小学校学習用タブレット端末の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第21号 西和賀町立小学校学習用タブレット端末の取得に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、取得する財産、西和賀町立小学校学習用タブレット端末。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、770万円。

4、契約の相手方、北上市村崎野19地割116番地4、株式会社システムベース、代表取締役社長、築田雅伸。

参考までに、納期は令和3年3月29日、指名業者は町外5社、入札は11月25日に実施したも

のであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 小学校のタブレット端末の入札ということで、納期が今町長からも説明がありましたが、3月29日ということになっているようですが、これはタブレットが入って、このタブレットを使用した本格運用というのはまず新学期からということでお考えなのか、その辺について伺いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

タブレットの使用についてですけれども、納入につきましては3月29日という納期になります。実際使われるのは新学期からとなります。ハード的なタブレットを納入してから、ソフトとかそういった環境整備も必要ですので、それをまず今年度に終えて、実際に本格的に使用できるのは来年度からという予定と考えております。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第21号 西和賀町立小学校学習用タブレット端末の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第15、議案第22号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第22号 財産の無償譲渡について提案理由を申し上げます。

このたび無償譲渡しようとする財産につきましては、平成3年5月に完成した高齢者生活福祉センター悠々館及び平成10年2月に完成した悠々館デイサービスセンターであります。

それでは、裏面の資料を御覧ください。資料の左側の高齢者生活福祉センターは、生活支援ハウス部分と悠々館ホール部分に分かれており、生活支援ハウスの居室16室の部分は、町から社会福祉法人西和賀町社会福祉協議会に生活支援ハウス事業の運営を委託しております。中央の悠々館ホール部分は、厨房、浴室及び会議室などを有しており、西和賀町社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理運営をしていただいております。

右側のデイサービスセンター部分は、町から西和賀町社会福祉協議会に無償で貸与しており、西和賀町社会福祉協議会が事務所及び通所介護事業所などとして使用し、管理をしております。

これらの施設と附帯する設備及び備品につきまして、西和賀町社会福祉協議会としては町から施設等の譲渡を受けたい旨の意向があること、また法人による施設等の運営と管理が一体的に行われることで利用者のサービス向上が図られることから、施設等は無償で譲渡しようとするものです。

譲渡する財産の表示は、(1)、所在、和賀郡西和賀町川尻40地割73番地82、種別、建物で高齢者生活福祉センター悠々館、細目、鉄筋コンクリート造り、1,143.64平方メートル。(2)、

所在、和賀郡西和賀町川尻40地割73番地82、種別、建物で悠々館デイサービスセンター、細目、鉄筋コンクリート造り、516.91平方メートル。

譲渡する相手方は、住所、和賀郡西和賀町沢内字太田2地割81番地1、氏名、社会福祉法人西和賀町社会福祉協議会、会長、高橋貞夫。

譲渡する時期は、令和3年4月1日であります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださるようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
高橋宏君。

8番 この件について資料説明会のときにもあったのですが、無償譲渡の後に施設修繕の補助を求められているというような話があったのですが、この補修に関して上限とか規定とかというものがあるのかについて伺います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今ご質問いただきました無償譲渡をした際の社会福祉協議会さんのほうから施設の修繕についての要望のほう、申出のほうをいただいております。それについて、町として今現在上限額だとか、それからそれらについては、まだ具体的なところは検討していない状況です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第22号 財産の無償譲渡についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第16、同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

ここで議案配付のため休憩します。

午後 零時08分 休 憩

午後 零時10分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町教育委員会の委員の任命に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものであります。

氏名、深澤武志。生年月日、
歳。住所、
。

深澤さんは、平成21年1月1日から教育委員として、平成22年12月1日から平成29年3月31日まで教育委員長、平成29年4月1日から教育長職務代理者を務めていただいておりますが、令和2年12月31日でその任期が到来することから、再度お願いをするものであります。

深澤さんは、西和賀高校の教員を務められた経験を有し、今後において西和賀町の教育の在り方、方針を議論していく上で必要不可欠の存在であります。また、人格、識見ともに優れ、教育委員会委員として適任であると考えます。これまでの教員、教育委員、教育委員長としての経験を生かし、教育現場並びに教育行政に対する指導、活躍を期待しているところであります。

任期は、令和3年1月1日から令和6年12月31日までです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご同意くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第11回西和賀町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 零時13分 閉 会